

財理第1712号
平成17年4月28日

各財務(支)局長
沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 牧野治郎

平成元年6月以前の申請により許可された製造たばこ小売販売業者
に対する指導について

未成年者喫煙防止対策については、平成12年12月27日付蔵理第4662号大蔵省理財局長通達「未成年者喫煙防止対策について」等により、当省においてもその適切な施策の実施に努めてきたところであるが、我が国における「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締結及び同条約の発効等の状況を踏まえ、未成年者喫煙防止対策を促進する観点から、平成元年6月以前の申請により許可された製造たばこ小売販売業者の設置する自動販売機に関して、下記により取り扱われたい。

なお、下記指導の実施後において、当該指導を行った製造たばこ小売販売業者が設置する自動販売機については、その管理監督状況について、本省から関係業界に対して調査の要請を行うと共に、当該自動販売機が、未成年者喫煙防止の観点から早期の是正措置が必要と認められる者への対応については、今後、別に通達を発遣する予定であるので、予め了知願いたい。

記

平成元年6月以前の申請により許可された製造たばこ小売販売業者で自動販売機を設置している者のうち、関係業界が当省からの要請に基づき実施した実態調査の結果、外観から見て、当該自動販売機が建物に併設されていない状態、店舗に併設されていない状態又は従業員が店舗に常駐していない状態にあるとして報告を受けた自動販売機を設置している者に対して、別紙の文書を送付すること。

平成 17 年 月 日

販 売 店 様

財 務 (支) 局

たばこ自動販売機の設置場所に関する要請

平素より、たばこ行政に対しましては、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、自動販売機の適正管理の徹底につきましては、未成年者喫煙防止の観点から、昭和 60 年のたばこ専売法の廃止・たばこ事業法の施行以前より繰り返しお願いしてきたところでありますが、平成 12 年度及び 13 年度には、皆様御承知のように「未成年者喫煙禁止法」が改正され、罰金の引上げと共に、販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を行うことが規定されております。

これに併せて、平成 14 年 2 月 18 日に警察庁・厚生労働省・財務省の 3 省庁連名でたばこ関係業界に対して、「年齢の確認その他の必要な措置」として、「自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所にある自動販売機」の「撤去又は設置場所の変更」等について、一層積極的に取り組んでいただくよう、傘下会員等の皆様への周知をお願いしております（別添 1 の要請文を御参照下さい）。

更に、一昨年 12 月に決定された「青少年育成施策大綱」や我が国が昨年 6 月に締結（本年 2 月に発効）した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、未成年者がたばこを容易に入手できるような環境をなくすため関係業界に働きかけを強化すること、未成年者に対するたばこの販売を防止するため、効果的な措置を実施することが求められていることを踏まえ、昨年 6 月 28 日に同じく 3 省庁連名でたばこ関係業界等に対し「未成年者が自動販売機からたばこを購入しないよう確実な措置をとること」を傘下会員等の皆様に周知するよう改めてお願いしたところであります（別添 2 の要請文を御参照ください）。

また、現在たばこ小売販売業の許可を新しく受けられる方については、未成

年者喫煙防止の観点から、「自動販売機を設置する場合には、店舗に併設すること。」とし、「この場合の『店舗に併設』とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう。」との許可条件を付与しているところです（自動販売機が申請者以外の第三者が営業を行っている小売店舗に併設されている場合には、当該第三者から「未成年者喫煙防止のための管理責任を負うこと」についての誓約書を提出していただいております）。

これらの状況等を十分に御理解の上、貴殿におかれましても、関係業界が財務省からの要請に基づき実施した実態調査の結果、外観から見て、自動販売機が建物に併設されていない、自動販売機が店舗に併設されていない、又は従業員が店舗に常駐していないといった未成年者喫煙防止の観点から問題があると認められる自動販売機については、改めて別添 1 及び 2 の要請文にしたがって、遅滞なく、未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が適切になされるよう、自主的かつ積極的な取組みをよろしくお願い申し上げます。

なお、小売販売業者における今後の自動販売機の設置、管理・監督状況を踏まえ、未成年者の喫煙防止を徹底し、自動販売機の店舗併設の条件が付された皆様方との公平を確保するために、必要な指導あるいはたばこ事業法に基づく条件の付与を行う場合があることを御承知おきください。

連絡先： 財務（支）局理財部理財課 （住所）： （電話番号）： （担当者）：

(別添1)

警察庁丙少発第 4 号
健 発 第 0218001号
財 理 第 3 4 8 号
平成 1 4 年 2 月 1 8 日

全国たばこ販売協同組合連合会会長 若林 啓介
沖縄県たばこ卸事業協同組合理事長 安慶名 忍
日本フランチャイズチェーン協会会長 藤井 林太郎
日本チェーンストア協会会長 渡邊 紀征
日本スーパーマーケット協会会長 清水 信次
日本ボランティア・チェーン協会会長 林 信太郎
日本セルフサービス協会会長 増井 徳太郎

殿

警察庁生活安全局長

厚生労働省健康局長

財務省理財局長

未成年者喫煙防止対策の取組みについて（要請）

平素は、未成年者の喫煙防止に関しまして、御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。
さて、昨年12月5日に、未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）の第4条に「煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」の1条を加えることを内容とする「未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律（平成13年法律第152号）」が成立し、12月12日公布され、同日施行されました。

これを受け、今回の改正内容を含む未成年者喫煙禁止法の趣旨を踏まえ、未成年者喫煙防止の観点から関係省庁が連携してたばこ小売販売業者に対し、指導を行うこととなりました。

つきましては、未成年者喫煙防止に資するため、たばこ類の販売においては、販売者が購入者を確認した上で販売を行う、いわゆる「対面販売」を心がけていただくとともに、年齢の確認その他の必要な措置を講ずることに、一層積極的に取り組んでいくことが緊要であると考えます。「年齢の確認その他の必要な措置」としては、例えば、下記の取組みなどが考えられますので、貴台におかれましては、傘下会員等に対して周知し、未成年者の喫煙防止が図られるよう御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底

「年齢確認」とは、たばこを販売する場合において、未成年者と思われる者に対して、例えば、口頭で喫煙者本人の年齢の確認を行うほか、「運転免許証」、「身分証明書」等の購買者本人の年齢が確認できるものの呈示を求めること等をいう。

2 未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められるたばこ自動販売機の撤去又は設置場所の変更

「未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる自動販売機」とは、自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所にある自動販売機をいい、「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている状態又は店舗外に設置されている場合であって店舗内の従業員のいる場所から自動販売機及び自動販売機の利用者を直接かつ容易に視認できる場所に店舗と接して設置されている状態をいう。

3 未成年者の購入を防止するための、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底

「たばこ自動販売機の適正な管理の徹底」とは、自動販売機に未成年者に対してはたばこを販売しないこと等を表示したポスター、ステッカー等を貼付するほか、自動販売機の深夜（午後11時から翌朝5時）の稼働停止など、未成年者のたばこ購入を防止するための自動販売機の適正な管理の徹底をいう。

4 たばこの特性、未成年者の心身に対する影響及び未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施

「従業員研修等」とは、未成年者喫煙防止のための従業員に対する年齢確認の実施方法などの研修及び経営者自身の研修等をいう。

5 未成年者喫煙禁止法の改正内容の周知徹底

未成年者の喫煙防止に資するため、未成年者喫煙禁止法の改正により未成年者と思われる購買者の年齢確認その他の措置が容易にできるようになったこと及び本法の趣旨を周知させることをいう。

6 ポスターの掲示などによる未成年者喫煙防止の注意喚起

「ポスターの掲示など」とは、未成年者の喫煙は法律で禁止されていること、未成年者に対してはたばこを販売しないこと等を表示したポスター、ステッカー等の掲示、同趣旨の店内放送を行うこと等をいう。

警察庁丙少発第 21 号
財理 第2451号
健発 第0628001号
平成16年6月28日

全国たばこ販売協同組合連合会会長 沢田 義也
沖縄県たばこ卸売事業協同組合理事長 安慶名 忍
社団法人日本たばこ協会会長 ティバット スチアート フィル
社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 松岡 康雄
日本チェーンストア協会会長 川島 宏
日本スーパーマーケット協会会長 清水 信次
社団法人日本ホランターチェーン協会会長 村内 道昌
社団法人日本セルフサービス協会会長 増井 徳太郎
日本たばこストア協会会長 河合 平一
日本複合加工協会会長 加藤 博彦

殿

警察庁生活安全局長

財務省理財局長

厚生労働省健康局長

未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて（要請）

平素は、未成年者の喫煙防止に関しまして、ご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、昨年12月に、青少年育成推進本部（本部長：内閣総理大臣、本部員：全ての国務大臣）において、青少年の育成に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を示し、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、「青少年育成施策大綱」が決定されました。本大綱の施策の中には、たばこの未成年者に対する販売等の防止についても盛り込まれており、未成年者がたばこを容易に入手できるような環境をなくすため、関係業界への働きかけを強化するとともに、未成年者の自用に供することを知ってたばこを販売する行為などについては、所要の捜査及び適正な処分を行う旨規定されています。

東京都など地方公共団体においても青少年健全育成のための積極的な取組みが見られるところです。

翻って現下の不良行為少年の補導人員の状況を見ると、その総数は、この10年間に2倍に増加し、そのうち喫煙によるものが4割強を占めるなど、未成年者喫煙防止はますます重要な課題となってきたと考えられます。

また、近年、主要国においては、未成年者へのたばこの販売を防止するための取組みが推進されており、今月に我が国が締結した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、「未成年者に対するたばこの販売を禁止するため、効果的な措置を実施する」（第16条1）旨が要請されているところです。

このような現状を踏まえると、今後のたばこ販売における未成年者喫煙防止のため、基本的に次の点に留意すべきであると考えられます。

まず、たばこを販売する際には、販売者が顧客に対面するよう心がけ、未成年者が喫煙する疑いがある場合は、年齢確認の措置を確実に講じた上で販売を行うことが必要です。また、喫煙経験のある中・高生のたばこの入手先について、「自動販売機で買う」と回答した者の割合が7割を超えていることを勘案すると、必ずしもたばこ自動販売機の十分な管理・監督が行われない場合には、未成年者喫煙防止の観点からその撤去が行われる必要があると考えています。

もとより、未成年者喫煙問題はたばこ販売業者を始めとするたばこ関係業界だけの取組みで解決できるものではなく、家庭、学校、地域社会、及び国・地方の取組みが一体となって初めて達成できるものであることは論を待ちません。関係省庁としても、政府部内の連絡・協調を密にして、医療関係者等に対する啓発、関係業界に対する調査・指導及び取締り、並びにより効果的な未成年者の喫煙防止方策の検討について、一層適切に取り組んでいく考えです。

以上を踏まえ、関係業界の皆様には、未成年者喫煙防止に向けて、下記の取組みを行っていただくよう要請するとともに、傘下会員等に周知していただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 未成年者が自動販売機からたばこを購入しないよう確実な措置をとること。
このため、たばこ小売販売業者が自動販売機によりたばこを販売する場合は、店内に又は店舗と接して設置することとし、かつ、従業員のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。
また、たばこ小売販売業者が施設（工場、事務所等自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限ると認められるものは除く。）において、その施設の内部に設置した自動販売機により、その施設の利用者等を対象としてたばこを販売する場合についても、未成年者喫煙防止の観点からその自動販売機の管理について責任を負う者（従業員又は管理者等）のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。
2. 不良行為少年の補導の実態にかんがみ、ゲームセンター、カラオケボックス、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等未成年者の出入り及び立寄りが多いと考えられる場所においては、上記1.に掲げる具体的措置を、重点的に行うこと。
3. 対面販売の場合を含め、平成14年2月18日付文書で要請した「年齢確認の徹底」、「たばこ自動販売機の適正な管理の徹底」、「従業員研修等の実施」、「未成年者喫煙防止の注意喚起」についても、引き続き適切に実施すること。